

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第241号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、「車名」、「車種」、「登録番号」、「メーカー名」及び「登録番号・寸法」の項目に記載された情報を不開示とした行政文書部分開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年11月1日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下単に「竹原支局」という。）の庁舎敷地内の駐車区画（来客用駐車区画を除く。）に駐車することを許可権者が許可しているか否かにかかわらず、現に、自家用車（公共交通機関を除く通勤手段としての自動車とし、いわゆる自家用のみに限定しない。）による通勤方法を届け出ている竹原支局の職員の全てについて、通勤届、自動車登録番号などを確認している文書及び所定の駐車料金を当該職員から徴収している場合は、その実績が確認できる文書（対象期間は、平成15年4月1日から平成18年10月31日まで）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、通勤届及び自動車通勤者調査票を特定し、条例第10条第2号に該当する情報が記載されていることを理由として行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年11月30日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

自動車通勤者調査票において不開示とした情報のうち、氏名を除く、自動車登録番号、車名、車種及び車の大きさを開示するよう要求する。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本来は開示すべき「自動車登録番号」などを不開示としたもので、条

例などの規定を遵守せずに実施機関が裁量権を濫用したものであることから、速やかに、「自動車登録番号」などを開示するよう要求する。

実施機関は、自動車登録番号を不開示とする理由について、「自家用車の公務使用に関する取扱要領」を引用し、自家用車の公務使用が承認されるのは、「身体に障害を有するため、公用車を利用できない」場合に限られており、かつ、自家用車公務使用承認を受けている職員は自家用車で通勤しており、許可を受けて頻繁に庁内の駐車場を利用しているから、対象文書の開示により、当該職員が身体に障害を有するという個人情報が公にされることになるためとの記述を公文書に明記している。

しかし、これらの理由は、外来者駐車を目的外利用する県職員の実態を隠匿するために画策した理由付けであり、また、竹原支局においては、自家用車による真実の通勤実態を隠匿する必要があることから、仮装するための方策として考え出した不当なものである。

このことから、適正な開示決定等を速やかに実施するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の対象となる文書として特定した「通勤届」のうち、職名、氏名、住居、印影（訂正印も含む。）及び他に利用できる交通機関等のバス停の一部、通勤経路を記載した地図、並びに「自動車通勤者調査票」のうち、氏名、車名、車種、登録番号及び車の大きさは、特定の個人に関する情報であって、公表情報や公務員の職務執行の内容に関する情報に当たらないため、条例第10条第2号に該当し、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 対象文書について

当審査会において、本件請求に係る対象文書である自動車通勤者調査票を見分したところ、平成15年度から平成18年度までの年度別に、課ごとに作成されており、次の項目に係る情報が表形式で記載されていた。

| 年度 | 項目1 | 項目2 |
|----------------------|-------------|-------------------|
| 平成15年度から 平成17年度まで | 氏名 | — |
| | いつも通勤する車両 | 車名、車種及び登録番号 |
| | 時々乗ってくる車（両） | 車名、車種及び登録番号 |
| 平成18年度 | 氏名 | — |
| | いつも利用する車両 | メーカー名、車名及び登録番号・寸法 |
| | 時々利用する車両 | メーカー名、車名及び登録番号・寸法 |

このうち、実施機関が条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としたのは、氏名及び項目2に記載された情報である。

また、平成15年度から平成17年度までの「車名」の項目には平成18年度の「メー

カー名」の項目に記載されている情報と同種の情報（メーカー名）が、同期間の「車種」の項目には平成18年度の「車名」の項目に記載されている情報と同種の情報（車の名称）が記載され、平成16年度及び平成17年度の「登録番号」並びに平成18年度の「登録番号・寸法」の項目の一部には寸法も記載されていた。さらに、全ての年度において、「登録番号」及び「登録番号・寸法」の項目には、自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）の情報が記載されていた。

異議申立人の上記第3の1の主張は、項目2に記載された情報を開示するよう求めるものと解されることから、以下、これらの情報の条例第10条第2号の不開示情報該当性を検討する。

2 不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(1) 条例第10条第2号本文該当性について

ア 自動車登録番号標等の情報

自動車登録番号標の情報である場合、当該情報を公にすると、登録事項等証明書の交付を受けることによって、自動車の使用者等の氏名及び住所が明らかになり、実施機関の職員個人が識別され得る。

当該使用者等が実施機関の職員ではない場合や登録事項等証明書が取得できない場合でも、本件請求が、特定年度に竹原支局の職員が通勤手段として届けられている文書を対象としたものであることを前提とすると、出入りが自由にできる駐車場に実際に出向いて、自動車登録番号標等を確認することによって、運転者である実施機関の職員個人が特定される可能性がある。

そうすると、自動車登録番号標等の情報を公にすると、これらの職員個人が、自動車により通勤しているという事実が明らかになる。

イ メーカー名、車の名称及び寸法の情報

当審査会においてこれらの不開示情報を見分したところ、同じ情報を持つ自動車が複数台あった。しかし、これらの不開示情報は、通勤で使用している自動車を特定する上で手掛かりとなり得るものであること、情報として全体で1種類しかない自動車もあることから、上記アと同様に、公にすると、実施機関の職員個人が特定される可能性がある。

以上のことから、自動車通勤者調査票における項目2の情報は、条例第10条第2号本文に該当するものと認められる。

(2) 条例第10条第2号ただし書該当性について

実施機関の職員の通勤方法に関する情報は、公にされ、又は公にされることが予定されているとはいえ、条例第10条第2号ただし書イに該当するとは認められない。また、条例第10条第2号ただし書ロに該当するような特段の事情は認められない。

さらに、実施機関の職員は公務員等であるが、各職員の通勤方法に関する情報は公務員等の職務遂行の内容とはいえ、条例第10条第2号ただし書ハに該当するとは認められない。

したがって、自動車通勤者調査票における項目2の情報は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないので、実施機関がこれを不開示として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--|--|
| 平成 19 年 2 月 21 日 | ・ 諮問を受けた。 |
| 令和 2 年 6 月 12 日 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 令和 2 年 7 月 16 日 | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。 |
| 令和 2 年 8 月 3 日 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 令和 2 年 11 月 27 日 (令和 2 年度第 7 回第 2 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

| | |
|----------------------|-----------|
| 兒 玉 浩 生 | 弁護士 |
| 日 山 恵 美 | 広島大学大学院教授 |
| 山 田 健 吾 (部 会 長) | 広島修道大学教授 |